

事業名	農地整備事業(経営体育成型)	担当課	農地整備課		
事業の目的	将来の農業生産を担う経営体の育成や担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率の向上、高収益作物の導入・拡大等を進めるため、ほ場の大区画化・汎用化などの各種基盤整備を総合的に実施する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	50(55)	32.5	17.5(12.5)
採択要件	<p>農業生産基盤整備事業のうち2以上を総合的に実施するもの（ただし、暗渠排水事業、区画整理事業は単独でも可）及び、これと密接な関連のあるその他の事業を併せて一体的に実施するもので、次の要件に適合するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の完了時において、担い手への農地利用集積率又は担い手農地集約化率が一定の割合以上となること又は増加すること。若しくは農地所有適格法人等が育成され、受益面積に占める農地所有適格法人等の経営等農用地面積が50%以上となること。 ・農業生産基盤整備事業に掲げる事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上であること。 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産基盤整備事業 農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業、区画整理事業、農用地造成、除磧 ○農業生産基盤整備附帯事業 土壤改良事業、高付加価値農業施設移転等事業、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備、埋蔵文化財調査事業 ○営農環境整備事業 農業集落道整備事業、農業集落排水施設整備事業、農業集落防災安全施設整備事業、農業集落環境管理施設整備事業、用地整備事業、環境整備事業、生態系保全空間整備事業、営農用水施設整備事業、農作業準備休憩施設整備事業、地域資源利活用基盤整備事業 ○農業経営高度化支援事業 高度土地利用調整事業、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業、水田貯留機能向上支援事業、水田貯留機能向上推進事業 ○特認事業 	備考	<p>負担割合の（ ）書きは、中山間地域等の負担割合。</p> <p>農業経営高度化支援事業の負担割合については、国50%（55%）、道又は市町村等50%（45%）</p>
事業主体	北海道				

事業名	農地整備事業(中山間地域型)	担当課	農地整備課		
事業の目的	中山間地域において、将来の農業生産を担う経営体の育成や担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率の向上、高収益作物の導入・拡大等を進めるため、ほ場の大区画化・汎用化などの各種基盤整備を総合的に実施する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	55	32.5	12.5
採択要件	<p>農業生産基盤整備事業のうち2以上を中山間地域において実施するもの（ただし、暗渠排水事業、区画整理事業は単独でも可）及び、これと密接な関連のあるその他の事業を併せて一体的に中山間地域で実施するもので、次の要件に適合するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の完了時において、担い手への農地利用集積率又は担い手農地集約化率が一定の割合以上となること又は増加すること。若しくは農地所有適格法人等が育成され、受益面積に占める農地所有適格法人等の経営等農用地面積が50%以上となること。 ・農業生産基盤整備事業に掲げる事業の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること。 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産基盤整備事業 農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業、区画整理事業、農用地造成、除磧 ○農業生産基盤整備附帯事業 土壤改良事業、高付加価値農業施設移転等事業、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備、埋蔵文化財調査事業 ○営農環境整備事業 農業集落道整備事業、農業集落排水施設整備事業、農業集落防災安全施設整備事業、農業集落環境管理施設整備事業、用地整備事業、環境整備事業、生態系保全空間整備事業、営農用水施設整備事業、農作業準備休憩施設整備事業、地域資源利活用基盤整備事業 ○農業経営高度化支援事業 高度土地利用調整事業、中心経営体農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業、水田貯留機能向上支援事業、水田貯留機能向上推進事業 ○特認事業 	備考	<p>農業経営高度化支援事業の負担割合については、国55%、道又は市町村等45%</p>
事業主体	北海道				

事業名		農地中間管理機構関連農地整備事業			担当課	農地整備課
事業の目的	農地中間管理機構(以下「機構」)が借り入れている農地について、農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現に資する。	負担区分	国	道	その他	
		負担割合	50(55)	32.5	17.5(12.5)	
採択要件	<p>1 農地中間管理権 事業施行地域内農用地の全てについて、機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。</p> <p>2 受益面積 (1) 事業施行地域内農用地の面積の合計が、おおむね10ha（中山間地域にあっては、おおむね5ha）以上であること。 (2) 事業施行地域内農用地は、おおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地にあっては、おおむね0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること。</p> <p>3 農地中間管理権の設定期間 機構が有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間又は委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。</p> <p>4 担い手への集団化等 (1) 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。 (2) 担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50%以上向上すること。ただし、下記の要件を全て満たす場合は、この限りでない。 ①目標年度において、次のいずれかを満たすこと。 ア 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,600円を下回ることが見込まれること。 イ 作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50%以上増加することが見込まれること。</p>	採択要件	②事業実施前において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。 ③事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね80%以下であること。	5 収益性の向上 (1) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手への農用地の集積率及び集約化率がそれぞれおおむね50%向上する地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。 ア 販売額が20%以上向上することが見込まれること。 イ 生産コストが20%以上削減され、かつ、4の(2)の①のアを満たすことが見込まれること。 (2) 担い手への農用地の集積率及び集約化率がそれぞれおおむね50%ポイント向上しない地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。 ア 販売額が20%以上向上することが見込まれること。 イ 生産コストが20%以上削減され、かつ、4の(2)の①のア又はイのいずれかを満たすことが見込まれること。	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産基盤整備事業 農業用用排水施設整備事業、農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業、区画整理事業、農用地造成、除磧 ○農業生産基盤整備附帯事業 土壤改良事業、高付加価値農業施設移転等事業、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ○営農環境整備事業 農業集落道整備事業、農業集落排水施設整備事業、農業集落防災安全施設整備事業、農業集落環境管理施設整備事業、用地整備事業、環境整備事業、生態系保全空間整備事業、営農用水施設整備事業、農作業準備休憩施設整備事業、地域資源利活用基盤整備事業 ○農業経営高度化支援事業 指導事業、調査・調整事業、耕地利用高度化推進事業、水田貯留機能向上支援事業、水田貯留機能向上推進事業 ○機構集積促進事業
事業主体	北海道	備考	負担割合の()書きは、中山間地域等の負担割合			

事業名	水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型）	担当課	農地整備課			
事業の目的	畑作・酪農経営の合理化を図り、農業生産性の向上、農業構造の改善を図るため、畑作・酪農地帯において、各種の農業農村整備事業を総合的に実施する。	負担区分 負担割合	国 52(55)	道 28		
採択要件	活性化計画及び畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次の要件を満たすものであること。 ・農業用用排水、農道、区画整理のいずれかを行う。 ・受益面積の合計が100ha以上 (中山間地域型は10ha以上)	事業内容	○農業生産基盤整備事業 農業用用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全 ○農業生産基盤整備附帯事業 土壤改良、高付加価値農業施設移転等、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ○営農環境整備事業 農業集落道、農業集落排水施設、農業集落防災安全施設、農業集落環境管理施設、用地整備、環境整備、生態系保全空間、営農用水施設、農作業準備休憩施設、地域資源利活用基盤 ○農業経営高度化支援事業 高度土地利用調整、農業経営高度化促進、耕地利用高度化推進			
事業主体	北海道					
備考	負担割合の()書きは、中山間地域型の負担割合 農業経営高度化支援事業の負担割合については、国 52% (55%)、道又は市町村等48% (45%)					

事業名	水利施設等整備事業（畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型）	担当課	農地整備課			
事業的目	畑作・酪農経営の合理化を図り、農業生産性の向上、農業構造の改善を図るため、畑作・酪農地帯において、各種の農業農村整備事業を総合的に実施する。	負担区分 負担割合	国 52(55)	道 28		
採択要件	活性化計画及び畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次の要件を満たすものであること。 ・農業用用排水、農道、区画整理のいずれかを行う。 ・受益面積の合計が100ha以上 (中山間地域型は10ha以上)	事業内容	○農業生産基盤整備事業 農業用用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全 ○農業生産基盤整備附帯事業 土壤改良、高付加価値農業施設移転等、交換分合、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ○営農環境整備事業 農業集落道、農業集落排水施設、農業集落防災安全施設、農業集落環境管理施設、用地整備、環境整備、生態系保全空間、営農用水施設、農作業準備休憩施設、地域資源利活用基盤 ○農業経営高度化支援事業 高度土地利用調整、中心経営体農地集積促進、耕地利用高度化推進			
事業主体	北海道					
備考	負担割合の()書きは、中山間地域型の負担割合 農業経営高度化支援事業の負担割合については、国 52% (55%)、道又は市町村等48% (45%) (農山漁村地域整備交付金)					

事業名	水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型）【単独営農用水】	担当課	農地整備課		
事業の目的	畑作・酪農経営の合理化を図り、農業生産性の向上、農業構造の改善を図るため、畑作・酪農地帯において、営農用水施設を整備する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	45	27.5	27.5
事業内容	○営農環境整備事業 営農用水施設				
採択要件	【単独営農用水】 ・営農用水施設を実施するもので受益農家7戸以上又は酪農及び肉用牛生産近代化計画に定める酪農経営者等の飼料作物作付面積が150ha以上であって、酪農肉用牛生産振興法による市町村計画が樹立されている市町村の区域内であること。	備考			
事業主体	北海道				

事業名	水利施設等整備事業（畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型）【単独営農用水】	担当課	農地整備課		
事業の目的	畑作・酪農経営の合理化を図り、農業生産性の向上、農業構造の改善を図るため、畑作・酪農地帯において、営農用水施設を整備する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	45	27.5	27.5
事業内容	○営農環境整備事業 営農用水施設				
採択要件	【単独営農用水】 ・営農用水施設を実施するもので受益農家7戸以上又は酪農及び肉用牛生産近代化計画に定める酪農経営者等の飼料作物作付面積が150ha以上であって、酪農肉用牛生産振興法による市町村計画が樹立されている市町村の区域内であること。	備考	(農山漁村地域整備交付金)		
事業主体	北海道				

事業名	水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型）	担当課	農地整備課		
事業的	水利用の安定と合理化及び農産物の品質向上と農業生産の安定化を図るため、農業用排水施設等の整備を実施する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	50	27.5(31)	22.5(19)
事業内容	○農業用排水施設の新設、変更等				
採択要件	・受益面積200ha以上、かつ末端支配面積100ha以上であること。	備考	負担割合の()書きは、更新型の負担割合		
事業主体	北海道				

事業名	水利施設等整備事業（基幹水利施設整備型）			担当課	農地整備課	
事業的 目的	水利用の安定と合理化及び農産物の品質向上と農業生産の安定化を図るため、農業用用排水施設等の整備を実施する。	負担区分	国	道	その他	
		負担割合	50	27.5(31)	22.5(19)	
		事業内容	農業用用排水施設の新設、変更等			
要採 件抜 き	・受益面積200ha以上、かつ末端支配面積100ha以上であること。	考備	負担割合の()書きは、更新型の負担割合 (農山漁村地域整備交付金)			
事業主体	北海道					

事業名	水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）			担当課	農地整備課	
事業的 目的	国営・道営土地改良事業により造成された農業用用排水施設において、機能保全計画に基づく対策工事を実施する。	負担区分	国	道	その他	
		負担割合	50	27.5(31)	22.5(19)	
		事業内容	○機能保全計画に基づく対策工事の実施			
要採 件抜 き	・末端支配面積100ha以上であること。	考備	負担割合の()書きは、更新型の負担割合			
事業主体	北海道					

事業名	水利施設等保全高度化事業（洪水調節機能強化型）			担当課	農地整備課	
事業的 目的	水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備を行う。	負担区分	国	道	その他	
		負担割合	50	32	18	
		事業内容	○用排水施設整備 農業用用排水施設の新設、変更等			
要採 件抜 き	【流域治水推進型】 <ul style="list-style-type: none">・受益面積200ha以上(田以外の受益地は100ha以上)・受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること。・流域治水プロジェクト、治水協定又は地方公共団体の防災に係る計画・協定のいずれかが策定されている又は事業実施年度中に策定見込みの水系であること。	備考				
事業主体						
事業主体						

事業名	水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）			担当課	農地整備課	
事業的 目的	農地集積・集約を図り生産効率を高めるため、農地集積が一定のレベルに達する地区を対象に、既存の施設を活用しつつパイプライン化やICT化等の水管管理の省力化を図る水利システム整備を行う。	負担区分	国	道	その他	
		負担割合	50(55)	32.5	17.5(12.5)	
		事業内容	○農業生産基盤整備事業 農業用用排水施設整備、暗渠排水、客土、区画整理 ○農業経営高度化支援事業 高度土地利用調整事業、中心経営体農地集積促進事業			
要採 件抜 き	・用排水施設整備を行うこと。または、用排水施設整備と併せて暗渠排水、客土、区画整理を一体的に行うこと。 <ul style="list-style-type: none">・受益面積20ha以上であること。・集積地域整備計画を策定していること。・事業の完了時において、担い手への農地利用集積率が一定の割合以上となること又は増加すること。	備考	負担割合の()書きは、中山間地域等の負担割合農地集積促進事業の負担割合については、国50%(55%)、道又は市町村等50%(45%)			
事業主体						
事業主体						

事業名	地域用水環境整備事業	担当課	農地整備課		
事業的 的 の 目 的	水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する施設の整備を実施する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	50	50	—
採 択 要 件	【単独魚道整備】 ・魚道が未整備もしくは損傷等により魚道が正常に機能していない農業水利施設であること。	事業内容	<input type="checkbox"/> 景観・生態系・利用保全施設整備 <input type="checkbox"/> 魚道の新設・改修		
事業主体	北海道	考備			

事業名	草地畜産基盤整備事業（草地整備型（道営草地整備事業））	担当課	農地整備課		
事業的 的 の 目 的	自給飼料の低コスト生産や農作業の効率化など、生産性の高い畜産経営の展開を図るため、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	50	25(50)	25(0)
採 択 要 件	①事業完了後の受益草地面積（受益草地並びに一体的に利用される飼料畑及び輪作畑）がおおむね500ha（中山間地域はおおむね250ha）以上となること。 ②事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合がおおむね2分の1以上であること。	事業内容	<input type="checkbox"/> 事業実施計画策定 <input type="checkbox"/> 草地整備改良 <input type="checkbox"/> 関連草地造成改良 <input type="checkbox"/> 草地等の基盤整備改良 <input type="checkbox"/> 農業用施設整備		
事業主体	北海道	備考	負担割合の（ ）書きは、事業実施計画策定の場合		

事業名	草地畜産基盤整備事業（草地整備型（公共牧場整備事業））	担当課	農地整備課		
事業的 的 の 目 的	自給飼料の低コスト生産や農作業の効率化など、生産性の高い畜産経営の展開を図るため、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	50	25(50)	25(0)
採 択 要 件	・公共牧場の既存草地面積：おおむね250ha（中山間地域はおおむね125ha）以上 ・事業完了後の受益面積がおおむね300ha（中山間地域はおおむね150ha）以上となること。 ・当該公共牧場を建設した事業の完了年度から起算して5年以上経過していること。	事業内容	<input type="checkbox"/> 事業実施計画策定 <input type="checkbox"/> 草地整備改良 <input type="checkbox"/> 関連草地造成改良 <input type="checkbox"/> 草地等の基盤整備改良 <input type="checkbox"/> 農業用施設整備 <input type="checkbox"/> 農機具等導入		
事業主体	北海道	考備	負担割合の（ ）書きは、事業実施計画策定の場合		

事業名	農村整備事業（農道・集落道整備事業）	担当課	農村整備課		
事業の目的	農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備を行う。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	55	22.5	22.5
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ○強靭化型 <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。 ・既設の農道又は集落道で、更新整備、保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去を行うもので、以下の①～④いずれかの要件を満たすもの ①基幹的な農道「受益面積50ha（30ha）以上、車道幅員4m（3m）以上」 ②地域防災計画で避難路等に指定される道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの ③跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの ④再編・集約を行うもの ○高度化型 <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のため既設の農道又は集落道の改良を行うもので、事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。 ○調査計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・強靭化型又は高度化で定める採択要件を満たす施設を対象 ○事業費 <ul style="list-style-type: none"> ・高度化・強靭化①：30百万以上 ・強靭化②, ③, ④； 8百万以上 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○強靭化型 <ul style="list-style-type: none"> ・既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去を行う。 ○高度化型 <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のため既設の農道又は集落道の改良を行う。 ○調査計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。 	備考	<p>採択要件の（ ）書きは、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積は、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域の地域要件 ・幅員は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯の地域要件
事業主体	北海道				

事業名		中山間地域農業農村総合整備事業		担当課	農村整備課	
事業の目的	中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けて、農産物の生産拡大や高付加価値化等を通じた地域の所得確保と農業の維持・発展を図るため、農業生産を支える水路やは場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施する。	負担区分	国	道	その他	
		負担割合	55	32(22.5)	13(22.5)	
採択要件		○農業生産基盤整備事業 農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗きよ排水、農用地の改良又は保全等、土地基盤の再編・整序化	事業内容	○農村振興環境整備事業 農業集落道整備、営農飲雜用水施設整備、集落防災安全施設、生産・販売・交流・農泊等施設整備、情報基盤施設整備等	備考	
事業主体	北海道	負担割合の()は農業生産基盤整備事業以外の負担割合				

事業名		農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備)		担当課	農村整備課	
事業の目的	地震や豪雨の被害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池の新設または改修、新設に伴う廃止、しゅんせつ及び付帯施設の整備を行う。	負担区分	国	道	その他	
		負担割合	大規模 小規模	55 50(55)	34 34	
採択要件		○ため池総合整備工事 (1)地震・豪雨対策型 防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修、豪雨による決壊の防止その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な改修 (2)一般整備型 人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更と合わせて行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備	事業内容	○ため池総合整備工事 (1)地震・豪雨対策型 防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修、豪雨による決壊の防止その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な改修 (2)一般整備型 人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更と合わせて行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備		
				○ため池群整備工事 複数の防災重点農業用ため池を対象にため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備		
事業主体	北海道	負担割合の()は、中山間地域等の負担割合				

事業名	農地整備事業(通作条件整備)	担当課	農村整備課		
事業の目的	地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、必要となる生産基盤等の整備を一体的に実施することにより、農地の通作条件の整備を図る。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	55(50)	22.5(25)	22.5(25)
採 択 要 件	<p>本事業を実施するにあたり、保全対策型の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施にあたっては、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。</p> <p>○基幹農道整備 一般型 ・受益面積:おおむね50ha(30ha)以上 ・総事業費:1億円以上 ・車道幅員:おおむね4m(3m)以上 ・自動車交通量のうち農業に係るもののが過半を占める。 保全対策型 ・受益面積:50ha(30ha)以上 ・総事業費:30百万円以上 ※点検診断のみを行う場合、この限りではない ○一般農道整備 一般型 ・受益面積:おおむね50ha(30ha)以上 ・総事業費:50百万円以上 ・全幅員:おおむね4.5m(4m)以上 樹園地等型 ・受益面積:おおむね50ha(30ha)以上 幹線農道 ・総事業費:50百万円以上 ・全幅員:おおむね4.5m(4m)以上 支線農道 ・全幅員:おおむね3m以上 末端耕作道 ・全幅員:おおむね2m以上 軌道等運搬施設 ・総延長がおおむね500m以上 (野菜指定生産地における畑地、田畠輪換を行う水田地帯を除く。)</p>	農業集落間型 採 択 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積:おおむね30ha以上 ・総事業費:50百万円以上 ・車道幅員:おおむね4m以上 <p>保全対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積:50ha(30ha)以上 ・総事業費:30百万円以上 <p>※点検診断のみを行う場合、この限りではない</p>		
			<p>○基幹農道整備 一般型 ・農道網の基幹となる農道の整備。</p> <p>保全対策型 ・既設の農道について点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面からの整備水準の向上及び緊急対策。</p> <p>○一般農道整備 一般型 ・幹線から末端耕作道までの農道網の整備。</p> <p>樹園地等型 ・樹園地、野菜指定生産地における畑地、田畠輪換を行う水田地帯、酪農及び肉用牛生産の振興認定を受けた市町村内の農用地における農道の整備。</p> <p>農業集落間型 ・自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、農業の生産条件が不利な地域において、農業集落を結ぶ農道の整備。</p> <p>保全対策型 ・既設の農道について点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面からの整備水準の向上及び緊急対策。</p>		
		事 業 内 容	<p>採択条件の()書きは、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積は、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域の地域要件 ・幅員は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯の地域要件 ・負担割合の()は一般農道整備の農業集落間型の負担割合 		
			<p>備 考</p>		
	事業主体	北海道			

事業名	広域営農団地農道整備事業	担当課	農村整備課		
事業の目的	大型農業機械の導入による生産の効率化や農産物流通の合理化による農業経営の安定及び良質な農産物の安定供給を可能にするとともに、農村地域における日常生活上の交通便益の増進を図るために、広域営農団地整備計画に基づき、基幹となる農道の新設又は改良を行う。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	50(55)	25(22.5)	25(22.5)
事業内容	<p>○広域営農団地内の基幹的な農道の新設又は改良</p>				
	<p>・受益面積がおおむね1,000ha(300ha)以上</p>				

採 択 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費が20億円以上 ・車道幅員がおおむね5m(4m)以上 ・自動車交通量のうち、農業に係わるもの が過半を占める 	備 考	<p>負担割合の()書きは、北海道寒冷地畑作営農改 善資金金融通臨時措置法(34年法律第91号)に基づく 地区的負担割合</p> <p>採択要件の()書きは、離島振興法、山村振興 法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に に基づき指定された地域の要件</p>
事業主体	北海道		

事業名	農道整備特別対策事業	担当課	農村整備課		
事業の目的	農業農村の振興と定住条件の改善を図るために早急に整備を行う必要がある農道について、単独又は他の国庫補助事業と連携した農道及び道路付属施設の新設または改良・舗装を行う。	負担区分	国	道	その他
採択要件	・受益面積がおおむね50ha(30ha)以上 ・延長がおおむね1,000m(800m)以上 ・全幅員がおおむね4.5m(4m)以上 ・農業農村の振興と定住環境の改善に資する路線であること	負担割合	一	50	50
事業主体	北海道	事業内容	○農道の新設又は改良・舗装 ○農道付属施設の整備		
備考	採択要件の()書きは、離島振興法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき指定された地域の要件				

事業名	海岸保全施設整備事業(侵食対策)	担当課	農村整備課		
事業の目的	波浪による海岸の浸食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設、改良を行う。	負担区分	国	道	その他
採択要件	・1km当たりの防護面積が5ha以上又は1km当たりの防護人口が50人以上 ・総事業費がおおむね5,000万円以上	負担割合	55	45	一
事業主体	北海道	事業内容	○侵食による被害が発生する恐れがある地域における護岸、離岸堤等の新設、改良		
備考					

事業名	海岸保全施設整備事業(高潮対策)	担当課	農村整備課		
事業の目的	高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪又は津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設、改良を行う。	負担区分	国	道	その他
採択要件	・1km当たりの防護面積が5ha以上又は1km当たりの防護人口が50人以上 ・総事業費がおおむね5,000万円以上	負担割合	55	45	一
事業主体	北海道	事業内容	○高潮、波浪又は津波による被害が発生する恐れがある地域における護岸、離岸堤等の新設、改良		
備考					

事業名	農村地域防災減災事業(農地保全整備事業)	担当課	農村整備課		
事業の目的	農地・農業用施設の災害を未然に防止し農業経営の安定を図るため、農地の土壤浸食と崩壊防止のための排水路等の整備や農地及び用排水路等の機能回復工事などをを行う。	負担区分	国	道	その他
採択要件	・本工事:受益面積がおおむね50ha(畠地等にあってはおおむね20ha)以上 ・排除工事:受益面積がおおむね10ha以上 ・関連農地機能保全対策工事:受益面積がおおむね20ha以上	負担割合	本工事 排除工事 農地機能保全対策工事 50	33 31 36	17 19 14
事業主体	北海道	事業内容	○本工事:本工事排水施設等の新設もしくは改修又は防風施設の整備 ○排除工事:石れき等の排除 ○農地機能保全対策工事:整地工事等の農地機能保全対策工事		
備考					

事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			担当課	農村整備課	
事業の目的	負担区分			国	道	その他
採択要件	負担割合	地震・豪雨対策型ため池群整備工事	大規模 小規模	55 50(55)	34 34(34)	11 16(11)
		一般整備型	大規模 小規模	55 50(55)	28 29(29)	17 21(16)
	事業内容	長寿命化型		50(55)	29(29)	21(16)
		○耐震性向上のための改修又は地震からの安全確保に必要な管理施設の新設、改修等 ○早急に整備を要するため池の新設、改修、廃止等 ○施設の中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事 ○複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調整機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ等				
	備考	負担割合の()は、中山間地域等の負担割合				
事業主体	北海道					

事業名	農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)			担当課	農村整備課	
事業の目的	負担区分			国	道	その他
採択要件	負担割合	大規模	小規模	55 50(55)	28 29(29)	17 21(16)
		土砂崩壊防止		50(55)	29(29)	21(16)
	事業内容	○大規模 ・受益面積がおおむね400ha(200ha)以上 ・総事業費がおおむね8,000万円(3,000万円)以上 ○小規模 ・受益面積がおおむね20ha(10ha)以上 ・総事業費がおおむね800万円以上 ○土砂崩壊防止 ・防災受益面積がおおむね5ha以上				
		負担割合の()は、中山間地域等の負担割合				
事業主体	北海道					

事業名	農村地域防災減災事業(地すべり対策事業)	担当課	農村整備課
事業の目的	地すべり等防止法に基づき、地すべり地域における農地・農業用施設の地すべり災害を未然に防止するため、地下水排除施設等を新設し、農業経営の安定を図る	負担区分	国 道 その他
		負担割合	50 50 -
		事業内容	○地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事
採択要件	・総事業費がおおむね7,000万円以上	備考	
事業主体	北海道		

事業名	農村地域防災減災事業(防災ダム整備事業)	担当課	農村整備課
事業の目的	農業経営の安定と国土の保全を図るため、洪水による農地・農業用施設などの被害を未然に防止するための洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設または改修及び関連整備を行う。	負担区分	国 道 その他
		負担割合	55 39 6
		事業内容	○洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の改修等
採択要件	○防災受益面積がおおむね100ha以上のものただし、台風常襲地帯又は振興山村の場合、以下の要件のすべてに該当する地域において、防災受益面積はおおむね70ha以上 1. 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき定められた地域で、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域 2. 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること	備考	
事業主体	北海道		

事業名	農地防災事業 (ため池等農地災害危機管理対策事業)	担当課	農村整備課
事業の目的	ため池や農業用用排水施設等の被災による被害の程度が大きいと想定される地域について、一体的な防災・減災を対策を行うことにより、災害の未然防止・軽減を図る。	負担区分	国 道 その他
		負担割合	50 29 21
		事業内容	○農業施設等の危機管理機能を向上させるための施設の整備
採択要件	・被害想定面積の合計がおおむね10ヘクタール以上（中山間地域又は地震対策上緊急性の高い地域にあってはおおむね5ヘクタール以上）	備考	
事業主体	北海道		

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業			担当課	農地整備課		
事業的の 目	農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する整備を行う。	負担区分	国	道	その他		
		負担割合	50(55)など	32.5(32.5)など	17.5(12.5)など		
採 択 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化・防災減災計画を作成していること。 ・1地区当たり事業費の合計が200万円以上となること。 ・1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上であること。 ・1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること。（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内であること。） 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化対策 ○防災減災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等対策 ・危機管理対策 ・ため池防災環境整備 				
		考備	負担割合の()書きは、中山間地域等の負担割合				
事業主体		北海道					

事業名	農地耕作条件改善事業	担当課	農地整備課
事業の目的	競争力強化のため、基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進とともに、高収益作物への転換、先進的な営農体系の導入、病害虫対策等を推進する。	負担区分	国 道 その他
		負担割合	50(55) 32.5 17.5(12.5)
採択要件	○地域内農地集積型 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること ・地域内農地集積促進計画を作成していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること ○高収益作物転換型 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること ・高収益作物転換促進計画を作成していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること ・ハード受益地内の作付面積のうち1／4以上を新たに高収益作物に転換すること ○スマート農業導入推進型 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること ・スマート農業導入推進計画を作成していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること	○病害虫対策型 ・病害虫対策計画を作成していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること ○水田貯留機能向上型 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること ・水田貯留機能向上計画を策定していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること ○土地利用調整型 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること ・土地利用調整計画を策定していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること	○定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、スマート農業導入支援、小規模園地整備、粗放的農地利用整備、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、指導、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費、高収益作物導入推進費 ○定額助成 田の区画拡大、畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、更新整備、畑作転換工、条件改善推進費、高収益作物転換推進費、新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援、園芸作物モデル産地形成支援
	事業主体 北海道	負担割合の()書きは、中山間地域等の負担割合	考備

事業名	農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）	担当課	食品政策課
事業の目的	農林漁業者等が、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する6次産業化等の取組に必要となる農産物加工・販売施設等の整備を支援する。	負担区分 負担割合	国 道 その他 3/10(1/2) — 7/10(1/2)
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。）第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けていること。 次に掲げる機関が貸付等を行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づく資金の貸付又は出資を受けていること。 <ul style="list-style-type: none"> 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、都道府県、市町村 	事業内容	(1)農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設の整備 (2)総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等の整備 (3)食品等の加工・販売のために必要な施設の整備
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条の規定に基づく認定又は第6条の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に係る取組を実施する農林漁業者の組織する団体 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条の規定に基づく認定又は第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に係る取組を実施する農林漁業者の組織する団体又は中小企業者 	備考	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合の（ ）書きは、次に掲げるいずれかの要件に該当する事業 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により、北海道が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業。 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村が認める事業。 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する者に限る。）することが定められており、かつ、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは第6条の規定に基づく変更の認定又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは第5条の規定に基づく変更の認定を受けた日から起算して2年を経過する日までに障がい者等を雇用することが確実であると認められる事業。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体に交付する補助金の額は、以下の(1)から(3)のうち最も低い額を限度とする。 <ol style="list-style-type: none"> 補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額 補助の対象となる経費に充てるために貸付等を行う資金の額 補助の対象となる経費から(2)の額及び地方公共団体等による補助金の額を控除して得た額 <p>上記に定める方法により算出された補助金の額が1億円を超える場合は、当該額にかかるわらず、1億円以内とする。ただし、次のaからcの要件を全て満たす場合であって、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下、「B to B」という。）において、その取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、2億円の範囲内で上乗せすることができる。</p> <p>a 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定める目標年度において、本事業におけるB to Bに供するものの取扱量又は取扱金額が50パーセントを超える計画であること。</p> <p>b 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCPの認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛け増しの経費が明確であること。</p> <p>c 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCPに関する第三者認証を取得することが明記されていること。</p> 	備考	

事業名		輸出対応施設等整備事業		担当課	食品政策課
事業の目的	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、政府機関が定める輸出先国の規制に対応した食品製造事業者等が行う製造、加工、流通体制等の整備に要する経費を支援する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	1/2	一	1/2
		次の取組に対し助成 ○施設等整備事業 輸出先国の規制に対応するために必要な施設等の整備 ○効果促進事業 輸出向けHACCP認定・認証取得等のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向けHACCP認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等（施設等整備事業と一体で実施）			
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること ・ 交付対象事業費に充てるために、金融機関等から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付けを受けること ・ HACCP チームが編成されていること（チームメンバーにはHACCP 研修受講済みの者を含む） ・ 輸出先となるターゲット国・地域が決定しており、輸出しようとする品目（製品）について輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること ・ 輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること 	事業内容	補助率は、次のとおり。 ○施設等整備事業 1／2以内 ○効果促進事業 定額（施設等整備事業の交付対象事業費20%以内）		
事業主体	食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等				

事業名		産地生産基盤パワーアップ事業			担当課	農産振興課				
事業の目的	事業内容	負担区分	国	道	その他					
		負担割合	1/2など	一	1/2など					
	<p>水田・畑作・野菜・果樹等の耕種作物について、国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化するため、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援する。</p> <p>また、産地の生産規模を維持し、農業用ハウスや果樹園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等や堆肥の活用による全国的な土づくりの取組、国産農産物のシェア拡大に向けた取組を支援する。</p>	<p>次の取組に対し助成</p> <p>1 収益性向上対策・生産基盤強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収益性向上対策 <ul style="list-style-type: none"> ・育苗施設 ・乾燥調製施設 ・穀類乾燥調製貯蔵施設 ・農産物処理加工施設 ・集出荷貯蔵施設 等 ○生産基盤強化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・生産技術高度化施設 <p>2 新市場獲得対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国産シェア拡大対策（麦・大豆） <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥調製施設 ・穀類乾燥調製貯蔵施設 ・農産物処理加工施設 ・種子種苗生産関連施設 ○国産シェア拡大対策（園芸作物） <ul style="list-style-type: none"> ・生産・流通支援のうち出荷作業合理化実践支援 ・集出荷貯蔵施設 								
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ○収益性向上対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会長等により定められた産地パワーアップ計画の取組による収益性の向上の効果に係る成果目標の基準を満たしていること ・面積要件等を満たしていること ・当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること ○生産基盤強化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の強化に係る成果目標を設定した産地パワーアップ計画を策定していること ・目標年度以降も営農を継続することが確実な新規就農者又は担い手に農業施設等を継承した又はすることが見込まれること ・当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること ○国産シェア拡大対策（麦・大豆） <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の基準を満たしていること ・事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること ・麦・大豆国産化プランが策定されていること ・当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること ○国産シェア拡大対策（園芸作物） <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の基準を満たしていること ・当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること 	<p>補助率は、次のとおり。</p> <p>○収益性向上対策 1／2以内 など</p> <p>○生産基盤強化対策、国産シェア拡大対策 1／2以内</p>								
事業主体	市町村、公社、農業者の組織する団体、民間事業者、地域協議会等									

事業名	強い農業づくり事業（産地競争力の強化）	担当課	農産振興課		
事業の目的	土地利用型作物等による産地収益力の強化及び施設再編による産地合理化の促進に必要な施設整備等を支援する。	負担区分 負担割合	国 1/2など	道 —	その他 1/2など
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・受益農業従事者が原則として5名以上であること ・成果目標の基準を満たしていること ・面積要件等を満たしていること ・当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること ・産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること 	事業内容	<p>次の取組に対し助成</p> <p>○産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕種作物産地基幹施設整備 ・畜産物産地基幹施設整備 ・農業廃棄物処理施設整備 等 <p>○産地合理化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 ・国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化等 <p>○重点施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕種作物産地基幹施設整備 ・畜産物産地基幹施設整備 ・農業廃棄物処理施設整備 等 		
事業主体	市町村、公社、農業者等の組織する団体等	備考	補助率は、次のとおり。 ○産地競争力の強化、産地合理化の促進 1／2以内 など ○重点施策の推進 1／2以内		

事業名		畜産振興総合対策事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）		担当課	畜産振興課
事業の目的	北海道酪農・畜産の競争力強化のため、収益性の向上を図る必要があることから、畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援する。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	1/2など		
		地域の中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な次の取組等に助成 ○施設等の整備 (1)家畜飼養管理施設等の整備 (2)家畜排せつ物処理施設等の整備 (3)自給飼料関連施設等の整備 (4)畜産物加工、展示・販売施設等の整備 (5)上記(1)～(4)までの施設の補改修 (6)地域活性化施設（肉用牛・酪農重点化枠の場合に限る。） (7)放牧関連施設等（飼料増産優先枠の場合に限る。） ○家畜の導入	事業内容		
採択要件	○施設等の整備 ・酪農・畜産農家等、畜産クラスター計画に中心的経営体として位置づけられた者で、畜産クラスター計画に定められた地域の収益性の向上を図るために取組内容の推進に必要な家畜飼養管理施設等の整備であること。 ○家畜の導入 ・畜産クラスター計画に基づき、取組主体が、中心的経営体であって要領に定める新規就農者等に貸し付けるための家畜の導入であること。	補助率は、次のとおり。 ○施設整備事業 1／2以内など ○家畜の導入 1／2以内など	備考		
事業主体	畜産農家、農業協同組合、公社、農事組合法人、民間企業、地方公共団体、特定農業団体				

事業名		食肉流通構造高度化・輸出拡大事業			担当課	畜産振興課		
事業の目的	事業内容	負担区分	国	道	その他			
		負担割合	1/2など					
	コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に必要な次の取組等に助成 (1)コンソーシアム推進事業に要する経費 (2)食肉処理施設整備に要する経費							
採択要件	○コンソーシアム推進事業 安定的集出荷、処理、販売・輸出計画等を含む生産・流通体制強化に関する事項のほか、施設稼働計画などの再編合理化に関する計画を策定する者。 ○施設等の整備 コンソーシアム内の2施設以上の食肉処理施設の統合又は機能再編を図る者で、コンソーシアム計画に基づき実施する整備であること。	補助率は、次のとおり。 ○推進事業費 定額 ○施設整備事業 1／2以内						
事業主体	市町村、コンソーシアム							

事業名		アイヌ農林漁業対策事業			担当課	農業経営課		
事業の目的	事業内容	負担区分	国	道	その他			
		負担割合	2/3	1/20	17/60			
採択要件	事業実施地区において、 ・アイヌ農林漁家の戸数が原則として3戸以上あること。 ・受益関係農林漁家のうちアイヌ農林漁家の戸数が原則として3戸以上又は受益農林漁業従事者のうちアイヌ農林漁業従事者が3名以上であること。 ・アイヌ農林漁家の受益又は利用の割合が、受益面積、利用区域面積又は受益戸数のおおむね5割以上であること。	次の取組に対し助成 ○農林業生産基盤整備事業 土地改良、ほ場整備 等 ○農林漁業経営近代化施設整備事業 農業経営近代化施設、林業経営近代化施設、漁業経営近代化施設 ○特認事業 緊急性、事業効果等からみて本事業で実施する ことが適當と認められる施設等の整備						
事業主体	市町村、農林漁業団体等	負担割合の()は市町村が事業主体の場合						

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業	担当課	農業施設管理課
事業的の目	農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する整備を行う。	負担区分	国 道 その他
		負担割合	50(55)など 14など 36(31)など
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化・防災減災計画を作成していること。 ・1地区当たり事業費の合計が200万円以上となること。 ・1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上であること。 ・1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること。（ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内であること。） 	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化対策 ○防災減災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等対策 ・危機管理対策 ・ため池防災環境整備
事業主体	市町村、土地改良区	考備	負担割合の()書きは、中山間地域等の負担割合

事業名	水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基	担当課	農業施設管理課
事業的の目	国営・道営土地改良事業により造成された農業水利施設において、機能保全計画に基づく対策工事を実施する。	負担区分	国 道 その他
		負担割合	50 18 32
要採択件	機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。	事業内容	○機能保全計画の対策工事の実施
事業主体	市町村	考備	

事業目的	事業名	農業基盤整備促進事業	担当課	農地整備課
	生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」を実現するため、地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備を実施する。	負担区分	国	道
		負担割合	50(55)	その他 50(45)
採択要件	事業内容	○定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全、調査・調整、指導	○定額助成 田の区画拡大、畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畠地かんがい施設、土層改良、更新設備、畑作転換工、水田貯留機能向上支援	
	備考	負担割合の()書きは、中山間地域等の負担割合		
事業主体	市町村、農協、土地改良区、農地中間管理機構ほか			

事業の目的	事業名	農地耕作条件改善事業	担当課	農地整備課
	競争力強化のため、基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換、先進的な営農体系の導入、病害虫対策等を推進する。	負担区分	国	道
		負担割合	50(55)	その他 50(45)
採択要件	事業内容	○病害虫対策型 ・病害虫対策計画を作成していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること	○水田貯留機能向上型 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること ・水田貯留機能向上計画を策定していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること	○土地利用調整型 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること ・土地利用調整計画を策定していること ・農地耕作条件改善計画を作成していること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること ・1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること
要件	備考	○定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、スマート農業導入支援、小規模園地整備、粗放的農地利用整備、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、指導、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費、高収益作物導入推進費 ○定額助成 田の区画拡大、畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畠地かんがい施設、土層改良、更新設備、畑作転換工、条件改善推進費、高収益作物転換推進費、新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援、園芸作物モデル産地形成支援	負担割合の()書きは、中山間地域等の負担割合	

事業主体	市町村、農協、土地改良区、農地中 間管理機構ほか	考
------	-----------------------------	---

事業名		草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型(再編整備事業))		担当課	農地整備課	
事業的 的 の 目	自給飼料に立脚した畜産主産地の形成を図るため、飼料生産基盤と農業用施設とを一体的に整備する。	負担区分		国	道	その他
		負担割合	事業実施計画策定	50	50	-
採 択 要 件	<p>①事業完了後の受益草地等の面積がおおむね200ha(中山間地域は100ha)【30ha(中山間地域は15ha)】以上であること。</p> <p>②事業参加者がおおむね10人(中山間地域は5人)以上であること。</p> <p>③現況家畜飼養頭羽数(豚換算)がおおむね2,000頭(中山間地域は1,000頭)以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭(中山間地域は1,500頭)以上に増頭することが確実と見込まれること。</p> <p>④事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね1／2以上であること。</p>	草地整備改良工種及び草地造成改良工種	50	14	36	
		事業内容	上記以外の	50	-	50
			○事業実施計画策定 ○草地整備改良 ○関連草地造成改良 ○草地等の基盤整備改良 ○農業用施設整備 ○農機具等導入			
事業主体	北海道、(公財)北海道農業公社	備考	採択要件の①の【】書きは、農山漁村地域整備交付金の採択地区の場合			

事業名		畜産環境総合整備事業(資源サイクル事業)		担当課	農地整備課	
事業的 的 の 目	畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進する。	負担区分		国	道	その他
		負担割合	事業実施計画策定事業	50	50	-
採 択 要 件	<p>①環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。</p> <p>②家畜排せつ物の利用促進が図られるもの。</p> <p>③家畜飼養頭羽数(豚換算)がおおむね1,000頭(環境負荷脆弱地域の場合おおむね500頭)以上(養豚又は養鶏を営む者を含む場合はおおむね2,000頭(環境負荷脆弱地域の場合はおおむね1,000頭)以上であること。</p> <p>④事業参加者のうち養畜を営む者が原則3人(環境負荷脆弱地域かつ農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものは1法人)以上であること。</p> <p>⑤受益面積がおおむね10ha(事業参加資格者のうち養畜を営む者の過半数が経営を移転しない場合はおおむね5ha)以上であること。(環境負荷脆弱地域で事業実施する場合を除く)⑥</p> <p>本事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと認められること。</p> <p>⑦ストックマネジメント事業を実施する場合は、あらかじめ①～⑥の要件を満たし、かつ、次の要件のすべてを満たしていること。</p> <p>a 地方公共団体、農業協同組合等が所有する施設。</p> <p>b 老朽化により施設の機能低下が認められる施設。</p> <p>c 既存施設を有効活用し、施設機能向上を主目的としないもの。</p> <p>d 道により施設保全対策実施方針が策定されていること。</p> <p>e 機能保全計画を策定し、それに基づく機能保</p>	事業内容	○事業実施計画策定事業 ○基本施設整備事業 ○利用施設整備事業 ○草地整備改良、草地造成改良ほか ○利用施設整備事業 ○家畜排せつ物処理施設整備 ○ストックマネジメント事業	50	—	50
		事業内容				

※環境負荷脆弱地域とは水質等規制地域、水道水

全対策を実施すること。	備考	源の上流域、クリプトスボリジウム等の病原性微生物が確認されている河川又は湖沼に流入する区域のこと。
事業主体	北海道、(公財)北海道農業公社	

事業名	農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）			担当課	農村整備課		
事業の目的	農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を行う。	負担区分	国	道	その他		
		負担割合	50	—	50		
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ○共通 <ul style="list-style-type: none"> ・受益戸数10戸以上(末端受益2戸以上) ・既設の施設の改築にあっては、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、総事業費が200万円以上でかつ、下記のいずれかに該当すること。 ・維持管理が適切に行われている。 ・供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められることなど ○強靭化型 <ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～④のいずれかの要件を満たす施設の耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去 <ul style="list-style-type: none"> ①大規模施設（定住人口500人以上） ②浸水想定区域内にあるもの ③処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの ④再編・集約を行うもの ○高度化型 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取組む施設の整備、改築又は撤去 ○調査計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・強靭化型又は高度化で定める採択要件を満たす施設を対象 	事業内容	内 容	備考			
事業主体	市町村等						

事業名	情報通信環境整備対策	担当課	農村整備課		
事業の目的	農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図る中で、地域活性化やスマート農業の実装にも活用できる情報通信環境を整備する取組を支援し、農業の持続的な発展及び農村の振興を図る。	負担区分	国	道	その他
		負担割合	計画策定事業	100	—
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興推進計画を策定していること。 ・交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること。 ・農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあっては、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha（中山間地域等は5ha）以上であること。 	事業内容	<p>○計画策定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設との利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討など 		○施設整備事業
			<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装の促進に必要となる施設の整備 		
事業主体	市町村等	備考	負担割合の()書きは、中山間地域等の負担割合。		